

けいたいでんわとうしようきそく
携帯電話等使用規則

あいちけんりつはるひたいとくべつしえんがっこう
愛知県立春日台特別支援学校

けいたいでんわとうしよう
1 携帯電話等の所持

じりきつうがくせいとうげこうちゅうあんぜんかくほもくてきひつようばあいとうげこうじじこ
自力通学生は、登下校中の安全確保を目的として、必要な場合（登下校時の事故

など緊急の場合）は、携帯電話やスマートフォン（以下、携帯電話等）の所持を許
か
可します。

けいたいでんわとうしようきよかねがい
2 携帯電話等使用許可願

けいたいでんわとうしようきよかねがい
携帯電話等の所持を希望する場合は、この「携帯電話等使用規則」に従い、「携

帯電話等使用許可願」を提出し、校長先生の許可を得てください。

こうないとあつか
3 校内での取り扱い

とうこうげこうでんげんきしよくいんしつほかんかていきん
登校してから下校するまでは、電源を切って職員室で保管します。家庭から緊

きゅうれんらくばあいがっこうでんわ
急の連絡がある場合は、学校へ電話してください。

とうげこうじとあつか
4 登下校時の取り扱い

あるそうさきけんこういおんがくどうがしちようラインもくてき
◇ 歩きながら操作するなどの危険行為や音楽・動画の視聴、LINEなど、目的

いがいしようみと
以外での使用は認めません。

こまごとかいけつしょうばあいしゅういめいわくか
◇ トラブルや困り事を解決するために使用する場合は、周囲に迷惑が掛からない

まもしょう
よう、マナーを守って使用してください。

【生徒指導部】

5 その他

- ◇ 携帯電話各社が提供するフィルタリングサービスを設定していない携帯電話等の使用は許可しません。
- ◇ 電話番号やメールアドレス、IDなどの連絡先を他の人に知らせてはいけません。また、連絡先を他の人に聞いてもいけません。
- ◇ 提出した「携帯電話等使用許可願」の記載事項に変更がある場合は、再度「携帯電話等使用許可願」を提出してください。
- ◇ 携帯電話等使用について、家庭でのルールづくりや指導、管理など、保護者の責任のもとでお願いします。
- ◇ 不適切な使用や指導上必要な場合、保護者の承認を得て、通話履歴やメール内容の確認をする場合があります。
- ◇ 登下校中の安全確保以外での使用や不適切な使用等が認められる場合は、使用許可を取り消すことがあります。

【生徒指導部】

携帯電話等使用許可願

令和 年 月 日

愛知県立春日台特別支援学校長 殿

生徒氏名

保護者氏名

下記のとおり、安全な通学のために携帯電話等を使用したいので、校内への持ち込みを許可願います。使用に際しては、本校「携帯電話等使用規則」を遵守し、保護者の責任のもと管理、指導します。

記

端末の種類
スマートフォン ・ その他 ()
電話番号
インターネットへの接続
あり ・ なし
フィルタリングの設定
あり ・ なし

- ◇ 登下校中の安全確保以外での使用や不適切な使用等が認められる場合には、使用許可を取り消すことがあります。
- ◇ 記載された個人情報については、学校にて厳重に保管し、緊急時に必要な場合以外は使用しません。